愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領

（趣旨）

第１条　愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した建設工事の施工にあたり、卓越した技術と献身的な努力により優れた成績で工事を完成した施工業者（以下「優良施工業者」という。）を表彰することにより、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業者の育成と発展を図るものとする。

（対象工事）

第２条　表彰対象工事は、前年度に完成し、かつ請負金額が５００万円以上のものとする。

（優良施工業者の選考）

第３条　前条に掲げる対象工事の施工業者で、建設局所管工事及び都市・交通局所管工事にあっては地方機関の長が、建築局が所管する工事にあっては所管する課長が優良工事施工業者と認められるものとして建設局長に推薦書を提出する。ただし、建設局水資源課及び都市・交通局交通対策課、航空空港課が所管する工事にあっては所管する課長が推薦書を提出する。推薦書が提出されたもののうち次の各々の条件を具備するものから、別に定める愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）で選考する。

（１）施工業者は県内業者又は県内業者のみを構成員とする共同企業体であること。なお、県内業者とは、愛知県内に主たる営業所を有するものをいう。

（２）工事の内容並びに、別に定める建設工事成績評定要領による評定結果が優れていること。

（３）建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。

（優良施工業者の決定）

第４条　優良施工業者は、会議の選考結果に基づき建設局長が決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、知事名の感謝状の贈呈をもって行うものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則（建築工事表彰内規）

この内規は、昭和５９年４月１日から施行する。

附則

この内規は、平成元年７月１日から施行する。

附則
この内規は、平成２年４月１日から施行する。
附則
この内規は、平成１０年４月１日から施行する。
附則
この内規は、平成１１年４月１日から施行する。
附則
この内規は、平成１２年４月１日から施行する。
附則
この内規は、平成１３年４月１日から施行する。
附則
この内規は、平成１３年９月３日から施行する。
附則（愛知県建設部優良工事施工業者表彰要領）
この要領は、平成１４年７月２４日から施行する。
附則
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１６年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１７年７月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
附則（愛知県建設局・都市整備局・建築局優良工事施工業者表彰要領）
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
ただし、令和元年度における第２条の規定の適用は、旧建設部の発注した工事とし、令和２年度以降においては、平成３０年度以前に旧建設部が発注した工事を含むものとする。
附則
この要領は、令和２年４月１０日から施行する。
附則（愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
附則
この要領は、令和８年４月１日から施行する。